

# 筆界特定申請相談の事前予約について

大阪法務局筆界特定室

- 1 筆界特定室においては、窓口の混雑を緩和するため、筆界特定に関する相談の日時を事前に電話で連絡（予約）していただくよう御協力をお願いします。
- 2 相談は、おおむね40分以内でお願いします。
- 3 相談では、筆界特定制度の概要、筆界特定申請に必要な書類及び筆界特定申請書の様式等の御案内をします。  
なお、筆界特定申請書・筆界特定主張図面等は、申請人（代理人）が御自身で作成することになります。
- 4 相談では、筆界特定申請以外に関する境界等の相談については、お受けできませんので御了承ください。  
なお、当室では、「筆界特定申請相談」とは別に、毎週火曜日と木曜日（祝日を除く。）の13:00～16:00に、境界問題等に関する相談室（弁護士と土地家屋調査士による無料相談。要予約）を開設しております。詳しくは、筆界特定室（TEL 06-6942-1494）にお尋ねください。